

別紙1

第4期三好市地域福祉計画策定業務（市民アンケート調査等）仕様書

1 業務名称

第4期三好市地域福祉計画策定業務（市民アンケート調査等）

2 業務の目的

本業務は、三好市における地域福祉の増進を図るため、「社会福祉法（昭和26年法律第45号）」に基づき「第4期三好市地域福祉計画」を策定するにあたり、関係法令等との整合性に留意し、本計画に関する市民等の地域福祉に関する意識調査及び分析等を行い、それらを取りまとめた計画の策定をすることを目的とする。

3. 履行期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

4. 業務内容

業務内容は、第4期三好市地域福祉計画策定業務（市民アンケート等）に係る一式とし、内容は概ね以下のとおりとする。

（1）市民アンケート調査等の実施

福祉サービス等に対するニーズや地域福祉活動への参加意向等を把握し、基礎資料とするために、市民等を対象としてアンケート調査を実施し、その集計・分析結果を取りまとめる。

- ①20歳以上の三好市民のうち無作為抽出2,000人を対象とする。対象者の抽出は三好市が実施する。
- ②宛名ラベルの作成は三好市が行い、調査票及び発送用封筒・返信用封筒の印刷、発送封入・封かん作業は受託者が行う。発送及び回収に要する経費は受託者が負担する。
- ③調査票は、三好市の課題や市民等のニーズを把握するための独自の調査項目を含めた調査原案の提案、技術的助言、情報提供を行うこと。
- ④回収率向上のための方策を三好市へ提示すること。
- ⑤回収した調査票のデータ入力、調査結果の単純集計及びクロス集計、調査結果の分析及び考察を行うこと。

（2）現状の把握・分析等

（1）の結果及び地域福祉に係る現状を分析し、その内容に基づき三好市の課題を具体化するとともに、必要に応じ他自治体等の先進事例について情報収集を行い、

提示すること。

また、特に関わりが深い庁内関係部署及び福祉事業者のほか、中学生等にヒアリングを行うなど、幅広く地域福祉の実態やニーズ等を把握するための企画提案を行うこと。

(3) 地域福祉の問題点・課題の整理

前項までの結果を踏まえ、三好市における地域福祉の課題を整理し、その解決に繋がる計画案の策定に資すること。

(4) 打ち合わせ協議

必要に応じ、対面及びウェブ等で適宜打ち合わせを行う。

5. その他

(1) 業務内容、データ内容その他この契約履行により知り得た事項を第三者に漏らし又は委託の範囲を超えて利用してはならない。

(2) 業務の履行にあたり、個人情報の取り扱いについては三好市個人情報保護条例に基づき、適正な個人情報の取り扱いを行うこと。

(3) 業務履行の過程において何らかの事故が発生した場合は、直ちに三好市に報告し、担当者の指示のもと対応すること。

(4) 本仕様書に定めのない事項において疑義が生じた場合は、協議のうえ三好市の指示に従うものとする。

(5) 成果品に誤りや不備が発見された場合は、委託期間完了後であっても、受託者の責任において無償で訂正を行うものとする。